



本巢市告示第127号

公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年10月17日

本巢市長 藤原 勉



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	林班	面積	筆数	森林所有者 件数	備考
1.	根尾奥谷地区	366	2.95 ha	10筆	6件	整理番号 集R5第1号 ～ 集R5第6号
2	根尾奥谷地区	373	3.85 ha	8筆	4件	整理番号 集R5第7号 ～ 集R5第10号

2 縦覧場所 本巢市役所林政部林政課及び本巢市ホームページ

3 経営管理権集積計画の定めるところにより、本巢市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。